

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

雇用調整助成金の特例措置期限が6月末まで延長！ ～雇用維持に向けた航空連合要望を反映！～

2月25日（金）、厚生労働省より、3月末に期限を迎える新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置について、業況が特に厳しい企業（※）への特例措置は、令和4年6月まで延長することが示されました。雇用保険財源の確保が厳しさを増すなかで、延長期間は引き続き3か月間と短期にとどまりました。

航空連合は、これまでも航空関連産業で働く者の立場から、産業の存続と雇用の維持に向けて、厚生労働省に対して精力的に要請を行ってきました（航空連合NEWS EXPRESS 23-31などを参照）が、引き続き様々な関係先に対する働きかけを強化していきます。

※生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少した企業

航空連合の要請内容

【産業の存続】

- ・公租公課の軽減・減免
- ・資金繰りへの支援
- ・航空・観光需要の早期回復
- ・水際対策の緩和

【雇用の確保】

- ・雇用調整助成金の制度拡充

これまでの主な成果

- ・公租公課の支払い猶予（令和2年度上期分）
- ・着陸料等の引き下げ（令和2年度下期分）
- ・公租公課の減免
 - 令和3年度分 1200億円
 - 令和4年度分 700億円
- ・入国者数上限の緩和（令和4年3月～）

- ・雇用調整助成金 特例措置の適用（対象企業・上限額・補助率引き上げ等）
- ・**適用期間延長（5回目・令和4年6月末まで）**